

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	四国歯科衛生士学院専門学校
設置者名	理事長 小松原 富美

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	84	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ: (下段の情報公開「実務経験のある教員等による授業科目一覧」に掲載
<https://shikoku-dhc.com>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	四国歯科衛生士学院専門学校
設置者名	理事長 小松原 富美

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教育課程編成委員会
役割	教育課程の編成・教育内容及び教育方針等の審議機関であるカリキュラム検討委員会から出された現状と今後の計画の報告を受けた後、専門的な立場にある委員会から意見・要望を伺い、連携体制のもと職業教育に求められている教育方法の改善・工夫に取り組む。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
職能団体、役員	2024.4.1 ~ 2026.3.31	歯科衛生士会
歯科診療所・役員	2024.4.1 ~ 2026.3.31	学科目の講師
（備考）外部人材として4名（上記2名を含む）を選任し、2018年度より活動している。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	四国歯科衛生士学院専門学校
設置者名	理事長 小松原 富美

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>学則第3章第9条の教育課程に基づき、授業計画書(シラバス)を作製している。教育課程は、教育課程編成委員会に於いて年2回ほど検討している。</p> <p>シラバスは各学科の授業担当者と教務主任が、授業計画、教科書及び参考資料の選定、評価方法について協議し確定している。学生への周知は、年度初めのLHRで全学年に配布し、各学年の担任教員がオリエンテーションを行ない、シラバスを参考に各科目の授業準備を整え、計画的に学習できるよう支援している。</p> <p>また、学生、保護者の他、外部の閲覧希望者が自由に見る事ができるようホームページ上で公表している。</p>	
授業計画書の公表方法	ホームページ「情報公開、②シラバスに掲載」 https://shikoku-dhc.com
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績評価

科目終了時の学科試験、並びに授業中の演習や確認テスト、提出物等の学修過程を総合的に勘案して行う。科目ごとの評価基準はシラバスに示すものとする。

学生は、学期または学年において必修科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ学科試験を受けることができない。従って、その科目についての評価を受けることができない。科目ごとに100点満点で採点し、80点以上をA、70～79点をB、60～69点をCとする。再試験・再履修で合格した者は点数に関らず、評価はCとする。

追試験

学科試験に欠席した者で、その欠席の事由がやむをえないものと認められる場合は、その者について追試験を行うことができる。追試験の成績評価は最高点を80点とする。

再試験

成績評価が規定の点数(60点)に満たないものについては、再試験を受けることができる。

再履修

授業時間が不足した場合、再試験で規定の点数(60点)に満たない場合、その教科は「再履修」となる。次年度、再履修すると、受験資格が獲得できる。

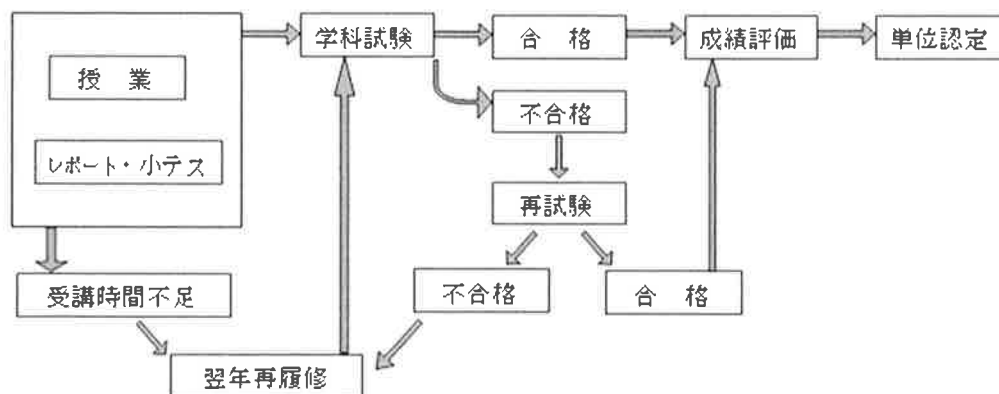
臨床・臨地実習

所定の時間数実習を行なった者に対して、知識・技術・意欲・態度等について実習指導者が成績評価を行う。

単位認定

60点以上を合格とし、A～Cの評価を得た者について、授業科目ごとに所定の単位を与える。単位認定の方法は、シラバスの授業科目ごとに指定された評価基準に合格することで、学年末に認定・通知する。

【単位習得までの流れ】



<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績評価は、シラバスの授業科目ごとに指定された評価基準に基づき評価し、「成績通知書」を各学年の年度末に保護者及び本人あてに通知(郵送)することを学生便覧に記載している。</p> <p><u>成績通知書の評価点 基準</u></p> <p>A (80～100点) B (70～ 79点) C (60～ 69点)</p> <p><u>成績の分布状況</u> 所属学年修了科目の総合計点数を算出し、学年中での順位を決定する。順位は所属学年の学生数および学年平均点とともに記載する。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>来校した学生及び保護者等からの問い合わせには対応できるよう図書室の閲覧コーナーに「学則」及び「学生便覧」を配置している。</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 授業科目の成績評価に基づき、単位認定及び卒業判定会議を行い、校長が課程修了の認定を行う。 また、所定の修業年限以上を在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>ホームページ(下段の情報公開、「卒業の認定基準」に掲載 https://shikoku-dhc.com</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	四国歯科衛生士学院専門学校
設置者名	理事長 小松原 富美

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://shikoku-dhc.com 「情報公開→学校の財務」
収支計算書又は損益計算書	https://shikoku-dhc.com 「情報公開→学校の財務」
財産目録	
事業報告書	https://shikoku-dhc.com 「情報公開→学校の財務」
監事による監査報告（書）	https://shikoku-dhc.com 「情報公開→学校の財務」

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	歯科衛生士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	98単位	単位時 36/単位	単位時間 42/単位	単位時間 20/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			98単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
75人		49人	人	4人	39人	43人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要）授業方法及び内容は、授業計画（シラバス）に記載している。さらに毎月時間割を配布し、細かな連絡事項を把握できるようにしている。全学年年間の授業計画は「授業実施計画表」を配布している。
成績評価の基準・方法 （概要）全52科目ごとに、100点満点で評価し、80点以上をA、70～79点をB、60～69点をCとする。再試験・再履修で合格した者は点数に関わらず、評価はCとする。各科目の評価方法は、授業担当者がシラバスに記載している
卒業・進級の認定基準 （概要）学則第9条2項の総単位数98単位を履修し、また第20条1～3の条件を満たし、校長は課程修了の認定を行い、卒業証書、並びに専門士の称号を授与する。 また、卒業判定会議を行う。
学修支援等 （概要）歯科衛生士に必要な知識を得るための効果的な学習方法を学ぶ「勉強合宿」の開催や歯科衛生士資格取得のための国家試験対策として、不得意教科の補習授業を実施している。また、実技試験の不合格や練習希望者には、個別に強化補習を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
10人 （100%）	0人 （ % ）	10人 （100%）	0人 （ % ）
（主な就職、業界等） 歯科診療所			
（就職指導内容） 3年次の4月に就職アンケートを実施し、それに基づき学校独自の求人票を各診療所に送付。3年次の4月～7月の間に個人面談を何回も行って学生に最良の就職先を提案・検討し夏休みまでに内定を頂く。9月以降は国試合格に向け補習が開始する関係上、学生の肩の荷を順番にほぐす取り組みを実施している。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 歯科衛生士国家資格・介護職員初任者研修			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
49人	2人	4.1%
（中途退学の主な理由） 進路不向きによる学習意欲の低下 医療系の授業の難しさについてこれない傾向があった。		
（中退防止・中退者支援のための取組） 学生・保護者と個人面談を行い、休学も含め、中退を防止する取り組みを行った。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生士科	250,000円	400,000円	200,000円	
歯科衛生士科	250,000円	500,000円	200,000円	令和6年度入学より
修学支援（任意記載事項）				
志願者の親族（第3親等まで）が本校に在籍又は卒業生の場合入学金より5万円減面。 経済的に修学が困難な者を対象に授業料を前後期とも5万円の減免。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ(下段の情報公開、「学校評価」に掲載) 学校自己評価報告書 https://shikoku-dhc.com		
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制) 教育活動の成果を検証し、必要な支援・改善を行い、学生がより良い教育活動ができるような学校運営の改善と発展を目指し、教育水準の向上と保証を図り、学校の教育活動その他の学校運営について評価を行う。 また、理事長は評価委員会のメンバーとして職能団体・企業等・卒業生・保護者の中から5名を選任し、評価の視点として①自己評価の内容は適切か ②自己評価の結果を基に今後の改善策は適切か ③学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切か ④今後の課題と改善策を示し、教育活動・学校運営の質向上に役立てる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
職能団	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	団体等委員
歯科技工所	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	企業等委員
歯科診療所	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	企業等委員
歯科診療所	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	企業等委員
歯科診療所	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ(下段の情報公開、「学校評価」に掲載) 学校関係者評価報告書 https://shikoku-dhc.com		
第三者による学校評価(任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページに掲載 https://shikoku-dhc.com
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H136320100056
学校名 (〇〇大学 等)	四国歯科衛生士学院専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般財団法人 四国歯科衛生士学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		11人	11人	11人
内訳	第Ⅰ区分	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				11人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。